

労働保険 必要書類等一覧表

- ・ご加入手続きは、下記の必要書類等をお持ちの上、ご来所くださいますようお願い申し上げます。
- ・書類はすべて**コピー可**です。貴事業所の該当するところに○のついているものをご用意、ご持参ください。
- ・書類に**不備等**がありますと、**加入手続きができません。恐れ入りますが、もれのないように、**お願いいたします。
- ・**手続き時間**は、**1時間30分**程かかります。**お時間に余裕をもって**お越しくださいますよう、お願いいたします。

加入手続きに必要なもの		事業所の種類				確認 ✓ 欄			
		建設業 法人	建設業 個人事業	建設業以外 法人	建設業以外 個人事業				
事業 所 関 係	1	履歴事項全部証明書（3か月以内の発行のもの）、法人番号 ※登記の所在地と異なるときは、事業所名と所在地が記載してある書類が別途必要				○	○		
	2	事業主の住民票（3か月以内の発行で、 マイナンバー記載のないもの ）					○	○	
	3	事業所名と所在地が記載してある書類、営業実態のわかるもの 下記①～⑥のうち、2つ以上のものをお持ちください。 ①給与支払事務所等の開設届（税務署に提出した受付印のあるもの） ②税務署に提出した決算書の表面、確定申告書の控（受付印、税理士印のあるもの） ③営業許可証（建設業の場合は、建設業許可証）など ④公共料金の領収書、事業所あての消印のある郵便封筒等 ⑤注文書、納品書、領収書など（建設業の場合は、工事契約書、請負契約書） ⑥開業届 など					○	○	
	4	元請工事の見込額（加入時から翌年3月までのおおよその金額） 元請工事の契約書などがある場合は、その書類				○	○		
	5	特別加入予定者の運転免許証又はマイナンバーカードのコピー お持ちでない方は、①と②の2つのコピーをご用意ください。 ①住民票または国民健康保険証（氏名、生年月日、住所の 印字 のあるものに限る） ②顔写真付きの身分証明書				○	○	○	○
	6	事業所の横版のゴム印、代表者印（事業主印※スタンプ印不可）				○	○	○	○
	7	事業主又は特別加入者が外国人の場合：在留カードの両面のコピー				○	○	○	○
従 業 員 関 係	8	従業員の出勤簿、賃金台帳、労働者名簿 直近の3か月分（雇って間もない場合は、現在までの分または予定額） ない場合は、出勤状況、賃金支払いが確認できるメモやノートなど				○	○	○	○
	9	雇用保険資格取得連絡票（あいけん所定の書式です。） 雇用保険に加入する従業員の全員分。氏名、フリガナ、住所、生年月日、 賃金額、雇用保険被保険者番号又は前職の会社名などを記載してお持ちく ださい。外国人の場合は在留カードの表と裏のコピーが必要です。				○	○	○	○
	10	雇用保険被保険者個人番号提供書（あいけん所定の書式です。） 雇用保険に加入する従業員の個人番号（マイナンバー）を記載してください。				○	○	○	○
個 別 か ら 移 行 ・ 委 託 替	11	労働保険にご加入中の場合は、下記書類も併せてお持ちください。 ①保険関係成立届 ②確定・概算申告書（直近の年度のもの） ③雇用保険適用事業所設置届 ④雇用保険被保険者資格喪失届（様式4号）被保険者全員分 ※委託替の場合は、上記①～④の書類にプラスし、⑤労働保険料等納入通知 書 ⑥労働保険料等領収書 ⑦特別加入承認通知書 などの控え書類一式				○	○	○	○

会費等一覧表 （国に納付する労働保険料 の他に、別途必要です。）

①加入金(初回)	5,000円	②年会費	18,000円	③事務委託手数料	11,000円	新規事務委託時及び 保険追加時に必要
----------	--------	------	---------	----------	---------	-----------------------

④規模別の 事務委託 手数料 (毎年)	常時使用労働者数	0～4人	5～15人	16～30人	31人以上	注) 上記②は、同 一事業年度にあい けんの 一人親方勞 災保険 加入として 準会員の年会費 を 支払った方は、 差 額 になります。
	労災保険	4,400円	7,700円	12,100円	左欄+1名増え る毎に275円	
	被保険者数	1～4人	5～15人	16～30人	31人以上	
	雇用保険	5,500円	11,000円	18,700円	左欄+1名増え る毎に495円	

⑤労災保険 特別加入委託手数料	特別加入者1名につき 毎年 1,100円
-----------------	----------------------

※受領した上記会費等については、規約により返還できません。消費税は、①②は不課税、③④⑤は、課税（内税）です。

労働保険事務組合 一般社団法人 愛知県建設産業協会
〒466-0044 名古屋市昭和区桜山町 3-51-2
TEL 052-853-1410 FAX 052-841-4591

◆営業時間 平日 9:00～17:00
第1・3土曜日 9:00～16:00
◆休日 日曜日・第2・4・5土曜日
祝日、お盆・年末年始